

2017年3月29日 全12頁

決算短信簡素化、サマリーのみ開示も可？

業績予想の開示も見直し

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 2017年2月10日、東京証券取引所は新しい決算短信・四半期決算短信の作成要領を公表した。
- 作成要領では、サマリー情報の記載内容を義務から要請に改めるとともに、業績予想の開示についても、参考様式としては削除する一方で、通期業績を見通すうえで有用な情報を提供するように求めている。さらに、投資者の判断を誤らせるおそれがない場合には、決算発表時点では連結財務諸表（及び主要な注記）の開示を行わず、サマリー情報等のみを開示することも認めている。
- 新しい作成要領は、2017年3月31日以後に終了する通期・四半期の決算短信から適用される。

目次

1. 決算短信簡素化の経緯	2 頁
2. 決算短信簡素化の概要	2 頁
3. 連結財務諸表の同時開示免除	4 頁
4. 添付書類のその他の見直し	8 頁
5. サマリー情報の様式を義務から要請に	8 頁
6. 業績予想開示の見直し	9 頁
7. 四半期決算短信の簡素化	10 頁
8. 今後の見直しの方向性（財務諸表利用者の意見を反映できるプロセスを）	12 頁

1. 決算短信簡素化の経緯

2017年2月10日、東京証券取引所（東証）は、新しい上場規程と決算短信・四半期決算短信作成要領等を発表した。これは、昨年（2016年）4月18日に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告-建設的な対話の促進に向けて-」（以下「ディスクロ WG 報告」）を受けたものである。同報告では、有価証券報告書の開示が比較的遅いことなどから決算短信・四半期決算短信については速報としての性格に比して作成・公表の事務負担が過重となっている、有価証券報告書と開示内容が重複しているなどの指摘を踏まえ、決算短信・四半期決算短信について、速報性に着目した記載内容の削減による合理化を行う方向性が示された。

同報告を受けて、東京証券取引所は、見直しに向けた検討を行うとともに、同年10月28日から11月27日にかけて、決算短信・四半期決算短信の本体である「サマリー情報」を見直すためのパブリックコメントを実施した。従来、サマリー情報に関しては、上場会社に対して上場規程で東証所定の様式の使用を義務付けていた¹。パブコメではこの使用義務を撤廃し、参考様式として使用を要請するにとどめることとした上場規程改正案を公表した。連結財務諸表等・四半期連結財務諸表等は、決算短信・四半期決算短信では添付資料として開示を要請しているという位置付けである。パブコメの際に、東証はこの添付書類も含めた決算短信・四半期決算短信の簡素化の具体的な内容を2016年中に決定する方向性を打ち出していた。

決算短信（添付書類も含む）は法定の開示書類ではなく、あくまで取引所の自主ルールに基づく開示書類である。しかし、アナリスト、投資家、さらにはマスコミ関係者にとって、法定開示書類である有価証券報告書と並んで、もっとも重要で利用価値の高い開示書類であり、我が国の資本市場が世界に誇るべき開示制度との評価もある。上記のパブリックコメントは、この決算短信の簡素化に対して、資本市場の関係者がコメントをする最後の機会ということもあり、財務諸表の作成者（日本経済団体連合会、全国銀行協会）・利用者・会計監査人（日本公認会計士協会）等、多数の関係者からコメントが寄せられた²。東証は、その後検討を重ね、後述する未来投資会議との調整も経て、新しい規程と作成要領を2017年2月に公表するに至った。

改正内容は、2017年3月31日以後最初に終了する通期・四半期の決算短信から適用される。

2. 決算短信簡素化の概要

決算短信の簡素化のポイントを挙げると下記のとおりである。

- サマリー情報の様式を「義務」ではなく「要請」とする（参考様式を提供）。
- 決算短信は監査（四半期決算短信はレビュー）の対象外であることを明記する。

¹ 改正前の有価証券上場規程第404条：上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、当取引所所定の「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」により、直ちにその内容を開示しなければならない。

² コメントとそれに対する考え方に関しては、

<http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20161028-01.html>

- 速報性の求められる以下の事項に限定して開示を要請する。
 - ①サマリー情報 ②経営成績・財政状態の概況及び今後の見通し
 - ③連結財務諸表及び主な注記
- 「投資判断を誤らせるおそれのない場合」には、①、②のみの先行開示を可能とする。
- 業績予想の開示も見直す。…未来投資会議の要請

図表 1 決算短信の簡素化（概要）

決算短信の簡素化（概要）				
区分	項目	現行	簡素化後	
本体	サマリー情報	開示を義務付け	開示を要請	
添付資料	経営成績・財政状態・今後の見通し	分析的記載を要請	概況の記載を要請	
	継続企業の前提に関する重要事項	存在する場合に記載を要請	経営成績等の概況の中で記載（存在する場合）	
	経営方針	開示を要請	開示の要請をとりやめ ^注	
	会計基準の選択に関する重要事象等	開示を要請	開示を要請	
	連結財務諸表 連結財務諸表の主な注記 ・継続企業の前提に関する注記 ・セグメント情報 ・1株当たり情報 ・重要な後発事象	開示を要請	開示を要請 投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合に、決算短信の開示を早期化するためサマリー情報、経営成績等の概況を先行して開示するときは決算短信（サマリー情報）及び経営成績等の概況の開示時点では開示不要（準備が整い次第直ちに連結財務諸表及び主な注記を開示） 企業が連結財務諸表の開示を行わない場合には、各社の状況に応じて、サマリー情報、経営成績等の概況と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報の開示を求めている。	
	会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	サマリー情報に「有」と記載した場合は内容と損益への影響額の記載を要請		
	投資判断に有用な情報 ・連結財務諸表の上記以外の注記事項 ・個別財務諸表及び注記事項 ・利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当 ・事業等のリスク ・企業集団の状況 ・役員の異動 ・連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ・経営管理上重要な指標 ・生産、受注及び販売の状況 ・設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値 ・主要な連結子会社の業績の概況など(例示)	開示を要請	開示の要請を取りやめ	

（注）有価証券報告書等の記載事項となった。

（出所）決算短信・四半期決算短信作成要領等（東証）に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

決算短信の公表の時期に関する要請については、特に内容の変更は行われていない。決算期末後 30 日以内が望ましく、遅くとも 45 日以内に開示することが適当としている。開示時期が決算期末後 50 日を超えることとなった場合には、その理由等を開示するよう求めている。

3. 連結財務諸表の同時開示免除

(1) アナリストや投資家からの懸念

新しい作成要領では、決算短信について速報性が求められる①サマリー情報（決算短信本体）、添付資料として、②経営成績・財政状態の概況及び今後の見通し（経営成績等の概況）、③連結財務諸表及びその主要な注記の開示を要請することとしている。主要な注記にはセグメント情報などが含まれる。さらに、投資判断を誤らせるおそれのない場合は、③を除いた①、②のみの先行開示を認めている。

②に関しては、従来は中期経営計画等の進捗状況、目標とする経営指標の達成状況、キャッシュ・フロー関連指標の推移などの開示を要請していたが、新しい作成要領ではこれらの開示は任意とされている。

アナリストや投資家などの財務諸表の利用者にとって、見直しの内容で一番問題となるのは、決算発表時において、連結財務諸表の添付がなくサマリー情報や経営成績等の概況のみが開示されることが容認された点であろう。決算を分析するためには、連結財務諸表やセグメント情報などの主要な注記は必須であり、サマリーや経営成績等の概況の説明だけでは不十分である。筆者が以前セルサイドのアナリストを対象に行ったアンケート調査では、全ての回答者が、従来以上の早期開示よりも、サマリー情報等と連結財務諸表等（及び主要な注記）を同時に開示することを求めている。（大和総研レポート「[決算短信、大幅簡素化へ](#)」（2016年11月26日）東証のパブコメに寄せられた財務諸表利用者（アナリスト、投資家等）の回答を見ても、この部分について一番の懸念が示されている。コメントでは、連結財務諸表や主要な注記がサマリー情報と同時に開示されなければ、株価形成にゆがみが生じる可能性があることに加えて、株主総会前に機関投資家が企業と対話を行うに当たり十分な分析ができないまま、対話に臨まなくてはならない点が指摘されている。現在、一般的には、有価証券報告書は株主総会の後に提出されており、会社法上の事業報告書や計算書類の開示も株主総会の 2~3 週間前と遅いため、機関投資家は、決算日後 45 日以内に公表される決算短信と決算説明会の資料に基づいて企業と対話を行っている。海外の機関投資家からは、連結財務諸表や主要な注記がサマリーと同時に開示されないのならば、十分な分析期間を確保するため、株主総会の時期を現在よりも遅らせる（例えば 3 月決算会社の場合は 7 月開催など）ことを提案するコメントが寄せられている。

(2) 決算説明資料の活用の可能性

新しい作成要領では、上場企業が決算発表時に連結財務諸表の開示を行わない場合には、各

社の状況に応じて、サマリー情報、経営成績等の概況と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報を開示するよう求めている。したがって、連結財務諸表やセグメント情報等を決算短信の添付資料としては開示しない代わりに、決算説明資料でその代用となる情報を開示する上場企業も出てくるかもしれない。

決算説明資料は、上場企業が任意で作成する資料であり、様々な工夫はされている。しかし、開示項目は同業種の企業であってもそろっていないわけではないし、そもそも何を開示するかは企業の選択による。したがって、同業他社比較や同一企業での時系列比較が困難となることも考えられる。また、決算説明資料に連結財務諸表が含まれていたとしてもその項目は、正規の連結財務諸表より大ざっぱなものになる可能性もある。さらに、東証のパブコメでは、財務諸表利用者から、会社が都合のいい数値だけを選択的に開示されるのではという懸念を示すコメントも寄せられている。

(3) カバレッジ対象の上場企業にも注意

アナリストが恒常的に取材している（カバーしている）上場企業や、機関投資家が投資対象としている上場企業の場合は、サマリー情報や経営成績等の概況のみならず、連結財務諸表や主要な注記を同時に公表するのではとの指摘もある。しかしこの点について若干の懸念がある。

新しい作成要領では、ディスクロ WG 報告を受けて、決算短信には監査が不要であることをサマリー情報上で改めて明確化すべきとしている。そうすることで、上場会社が決算短信の公表までに（会社法上の）計算書類の監査³を終えることを求めたとしても、監査法人側はそれを拒否しやすくなる可能性がある。昨今の不適切な決算事例を踏まえ、少なくとも、現行のスケジュールよりは時間をかけて監査を行いたいと監査法人が考えても無理もないところである。

さらに、日本公認会計士協会（JICPA）が、東証のパブコメにおいて東証に送ったコメントでは、決算短信はサマリー情報のみで足り、添付書類の要請は不要であること、連結財務諸表及び主な注記についても有価証券報告書のような詳細な開示ではなく、例えば要約財務諸表として開示項目を削減した概数をベースとした記載例も様式として記載する方法なども検討してほしい旨をコメントしている⁴。決算短信で添付されている財務諸表については、会社法上の監査が終了しない場合でも、何がしかのチェックを会計監査人である監査法人に依頼し、監査法人もそれに応じているとの話を聞く。しかし、監査が不要であることの明記に加え、東証に対して上記の対応を求めているところからすると、今後、決算短信の公表の段階では、監査法人が従来行っていたチェック作業を断る方向に動く可能性もある（あるいはチェックに対応したとしても、そのまま監査の一環として活用できるレベルではない旨を監査対象企業に念押しした

³ 上場企業の場合、会社法上の計算書類等と金融商品取引法上の財務諸表等について会計監査人の監査が行われている。決算短信の公表時においては、4割の企業が会社法上の監査終了後に決算短信を公表している（日本公認会計士協会「開示・監査制度の在り方に関する提言 - 会社法と金融商品取引法における開示・監査の一元化に向けての考察 -」（平成 27 年 11 月 13 日）

⁴ 日本公認会計士協会「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について」に対する意見（平成 28 年 11 月 24 日）

うえで行う可能性がある)。その結果、上場企業側も、監査法人のチェックがないなどの段階で、連結財務諸表や主要な注記を添付して決算短信を公表することを回避する、あるいはこれらを添付するとしても（決算説明資料などでの）概略的な財務諸表の添付に留める可能性があり、必ずしも楽観はできない状況ではないかと思われる。

(4) カバレッジ対象外の上場企業の対応に懸念

アナリストや機関投資家がカバーしている上場企業は全上場企業の半分にも満たない。アナリストや機関投資家がカバーしていない上場企業の場合は、これらの財務諸表利用者からの開示に関する要求もないことから、サマリー情報と経営成績等の概況のみを開示する企業が出てくるとも考えられる。そのような上場企業の株式は、アナリストや機関投資家がカバーしている上場企業と比べて流動性が低いと思われるが、「サマリー情報」等のみの決算発表が行われることにより、株価がさらにボラティルに動く可能性が高まるのではないかと懸念される。

(5) 投資者の判断を誤らせない場合とは？

新しい作成要領では、サマリー情報や経営成績等の概況のみの開示が可能なのは「投資判断を誤らせるおそれのない場合」としている。同要領では、そのような上場企業に対して、「投資判断を誤らせるおそれのない場合」と判断した理由の開示を求めている。どのような場合が「投資判断を誤らせるおそれのない場合」に該当するというガイドラインや例示も示していない。

その代わりに、上場企業に対して、アナリストや投資家をはじめとする財務諸表利用者のコメントをウェブサイトで紹介している。利用者の大多数は、連結財務諸表と主要な注記の同時開示を求めている。これを見てもなお同時開示を行わない上場企業に対しては、アナリストや機関投資家は「投資者の投資判断を誤らせるおそれがない」と判断した理由の説明を求めることになる。一方、上場企業側は、当該理由についてアナリストや投資家等の納得・理解が得られないのであれば、次の期からは、同時開示を行うことが望まれる。

ちなみに、継続企業の前提に関する注記が必要な場合は、「投資者の投資判断を誤らせるおそれがない」という理由で、決算発表時に連結財務諸表や当該注記を省略することは、常識的に考えて、かなり困難ではないかと思われる。

(6) いつまでに連結財務諸表を公表するのか？

新しい作成要領では、サマリー情報、経営成績等の概況のみを先行開示するのは、「決算短信の開示を早期化する」ためとされており、開示のタイミングは従来のみでありながら、連結財務諸表等の開示のみを遅らせることは、簡素化の趣旨には本来は沿わないと考えられる。したがって、連結財務諸表の開示を遅らせたとしても、サマリー情報、経営成績等の概況と連結財務諸表及びその主要な注記の情報が揃うのは、決算日から遅くとも 45 日以内とし 50 日を超

える場合は理由の開示を求めるなどの対応が望まれるところである。

(7) アナリスト取材等ガイドラインやフェア・ディスクロージャー・ルールとの関係

決算発表でサマリーのみ開示が行われた場合、アナリスト取材等ガイドライン⁵やフェア・ディスクロージャー・ルールとの関係も問題となる。

アナリスト取材等ガイドラインは、日本証券業協会が協会員（証券会社）に所属するアナリストの発行体への取材や、アナリスト・レポート以外の手段による情報伝達のあり方などについての考え方をガイドラインの形でまとめたものである。発行体への取材等により未公表情報を取得して、その情報をいち早く特定の投資者等に伝達するといった、早耳情報の提供が問題となったことなどを受けて取りまとめられた。当該ガイドラインでは、アナリストが上場会社に対して未公表の決算期の業績に関する情報を取材することを禁止している。ここでいう「業績」とは売上高や利益だけでなく、関連する他の定量的情報や定性的情報も含む。もし、決算発表時にサマリー情報や経営成績等の概況しか開示しない企業が出てきた場合、当該企業が自主的に開催する決算説明会を除き、取材等による情報取得ができなくなる可能性がある。このガイドラインは、機関投資家やバイサイドのアナリストは直接的な対象としていないが、上場会社等が取材に応じなくなることなどにより間接的な影響を受ける可能性がある。あるいは入手した情報が未公表の法人関係情報に該当する場合は、金融商品取引法によりその利用が禁止されている。新しい決算短信の作成要領の適用が開始される2017年3月期決算の時点では、このガイドラインは既に適用されている。

さらに、金融審議会の市場ワーキング・グループ（市場WG）の下に設置されたフェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォースが、フェア・ディスクロージャー・ルール（以下「FDルール」）の導入を提案する報告書を2016年12月に取りまとめている。FDルールとは「公表前の内部情報を特定の第三者に提供する場合に当該情報が他の投資者にも同時に提供されることを確保するためのルール」（報告書1頁）である。同ルールでは、企業が未公表の重要な情報を特定のアナリストや投資家に伝えた場合、それが意図的ならば同時に、意図的でなければ速やかに開示し他の者にも伝えることを求めている。2017年の通常国会へ、3月3日に法案が提出されており、同通常国会で可決・成立すれば、公布日から1年以内に施行される。2018年3月期の決算発表時点では既に適用されている可能性がある。FDルールは、アナリストや機関投資家ではなく、発行者に適用されるルールである。仮に、決算発表時にサマリー情報や経営成績等の概況しか開示していない企業が、特定のアナリストや投資家に開示している情報以外の情報を提供した場合、それが株価に影響を及ぼす蓋然性があるならば、同時又は遅滞なく一般への開示を行う必要がある。どのような情報が株価に影響を及ぼすかは判断が難しいところがあるため、サマリー情報や経営成績等の概況のみを開示している上場企業の場合は、決算説明会を除いて、財務諸表が開示されるまでは取材や面談に応じなくなることが予想される。

⁵ 日本証券業協会「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」（平成28年9月20日）

4. 添付書類のその他の見直し

(1) 経営成績等の概況

従来は中期経営計画の進捗状況、目標とする経営指標の達成状況、キャッシュ・フロー関連の指標の推移などの開示を要請していたが、新しい作成要領ではこれらの開示は任意とされている。

(2) 経営方針の開示

経営方針に関する情報は、速報性を要しない情報として、決算短信の記載要請項目から削除され、2017年3月期決算からは、有価証券報告書に記載することとされた。他方で、2017年4月1日以後開始事業年度からは、四半期報告書で経営方針において重要な変更があった場合や経営方針を新たに定めた場合には、記載をすることとされている。

なお、経営方針の記載を決算短信で要請しないことについて、機関投資家からは、当該情報を株主総会における議決権行使の判断の参考としているケースは少なくなく、有価証券報告書が株主総会后に提出されている現状では、議決権行使の判断に活用できないことについて懸念するコメントも寄せられた。

(3) 投資判断に有用な情報

従来は、主要な注記以外の連結財務諸表の注記事項、個別財務諸表とその注記事項については、投資判断に有用な情報として開示が要請されていた。しかし、見直し後は、開示は任意とされている。したがって、これらを決算短信の添付書類として開示しない上場企業が多数派となる可能性がある。

投資判断に有用な情報としてはその他にも例示されていたが、これらについても開示しない上場企業が多数となる可能性がある。

5. サマリー情報の様式を義務から要請に

新しい作成要領での決算短信のサマリー情報の参考様式は、図表2のとおりである。東証に寄せられた利用者のコメントでも、サマリー情報として開示される情報の内容がばらけることにより、比較可能性が低下することを懸念する意見が見られた。

この点を踏まえ、東証は、強制ではないものの、上場企業に対して、引き続き参考様式に基づいた決算短信の作成・開示を要請していく旨を示している。

図表 2 決算短信のサマリー情報の記載項目（参考様式）

	日本基準	IFRS	米国基準
①	売上高		
②	営業利益		
③	経常利益	税引前利益	税引前当期純利益
④	-	当期利益	-
⑤	親会社株主に帰属する当期純利益	親会社の所有者に帰属する当期利益	当社株主に帰属する当期純利益
⑥	-	当期包括利益合計額	-
⑦	EPS（1株当たり当期純利益） ^{注1}	基本的1株当たり当期利益 ^{注1}	1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 ^{注1}
⑧	潜在株式数調整後EPS ^{注1}	希薄化後1株当たり当期利益 ^{注1}	潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 ^{注1}
⑨	ROE（自己資本当期純利益率） ^{注1注2}	親会社株主帰属持分当期利益率 ^{注1注3}	株主資本当社株主に帰属する当期純利益率 ^{注1注3}
⑩	総資産経常利益率	資産合計税引前利益率	総資産税引前当期純利益率
⑪	売上高営業利益率	同左	同左
⑫	総資産	資産合計	総資産
⑬	純資産	資本合計	資本合計（純資産）
⑭	-	親会社の所有者に帰属する持分	株主資本
⑮	自己資本比率 ^{注2}	親会社所有者帰属持分比率 ^{注4}	株主資本比率 ^{注4}
⑯	BPS（1株当たり純資産）	1株当たり親会社所有者帰属持分	1株当たり株主資本
⑰	営業活動によるキャッシュ・フロー		
⑱	投資活動によるキャッシュ・フロー		
⑲	財務活動によるキャッシュ・フロー		
⑳	現金及び現金同等物期末残高		
㉑	配当の状況（年間配当金、配当金総額、配当性向、純資産配当率）	同左（純資産配当率の分母は⑭）	
㉒	期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）		
㉓	会計方針の変更・会計上の見積もりの変更・修正再表示の有無	会計方針の変更・会計上の見積もりの変更	会計方針の変更
㉔	発行済株式数（普通株式）：期末発行済株式数（自己株式を含む）、期末自己株式数、期中平均株式数		
㉕	「決算短信は監査の対象外です」との記述		

（注1）分子の利益は⑤ （注2）自己資本＝純資産合計-新株予約権-非支配株主持分 （注3）分母は⑭

（注4）分子は⑭

（出所）決算短信・四半期決算短信作成要領等（東証）に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

6. 業績予想開示の見直し

決算短信のサマリー情報では、一般的には、業績予想に関する情報が記載されている。この業績予想の開示については、既に自由化されていることもあって、ディスクロ WG では特段見直しは提案されておらず、東証も前述したパブコメの時点では見直す予定はなかったものと思われる。

しかし、2017年1月27日に開催された第4回未来投資会議において、業績予想の開示の見直しが議論され、「過度に短期的、投機的取引に陥ることなく、中長期的な企業価値の向上を後押しする観点から、四半期報告を含め、企業情報開示の在り方を見直し、投資家が真に求める情報が効率的・効果的に開示されるように」する方針が示され、通期ベースの予想開示をベースとするよう見直しが行われている。

業績予想の開示については、従来の決算短信では表形式と自由記載形式とがあり、表形式では、中間（第2四半期累計）・通期の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EPSの予想を開示する参考様式を示しつつ、各社の実情に応じて、開示対象項目や開示対象期間の追加又は削除、開示形式の変更を行うことが可能な旨を示していた。自由記載形式では、投資者の投資判断上有用と判断した情報の記載を要請しつつ、その例として配当予想や業績予想等の将来予測情報などが挙げられていた。

新しい作成要領では、これらを一本化し、自由記載様式としつつ、投資者が通期業績を見直す際に有用と思われる情報を記載するよう求めている。これによって、半期の予想を開示する企業はますます減少する可能性がある。もっとも、各四半期決算において、通期の業績予想等に変更がある場合には記載が要請（義務ではない）されていること、大幅な業績予想の修正には適時開示が義務付けられていることなどを考えると、それほどの弊害はないものと思われる。

7. 四半期決算短信の簡素化

四半期決算短信に関しては以下の見直しが行われている。

(1) 見直しの概要

図表3 四半期決算短信の簡素化の概要			
区分	項目	現行	簡素化後
本体	サマリー情報	開示を義務付け	開示を要請
	継続企業の前提に関する重要事象等	存在する場合に記載	
添付資料	四半期連結財務諸表 四半期連結財務諸表の主な注記 ・継続企業の前提に関する注記 ・株主資本の金額の著しい変動	開示を要請	投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合に、四半期決算短信の開示を早期化するためサマリー情報を先行して開示するときは、サマリー情報開示時点では開示不要（準備が整い次第直ちに四半期連結財務諸表及び主な注記を開示） 企業が四半期連結財務諸表の開示を行わない場合には、各社の状況に応じて、サマリー情報と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報の開示を求めている。
	四半期財務諸表作成に特有の会計処理	サマリー情報に「有」と記載した場合には、重要なものの内容を記載	
	会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	サマリー情報に「有」と記載した場合は内容と損益への影響額の記載を要請	
	投資判断に有用な情報 ・経営成績(定性的情報) ・財政状態(定性的情報) ・上記以外の四半期連結財務諸表(四半期会計期間の損益計算書等、キャッシュ・フロー計算書) ・セグメント情報 ・上記以外のその他の注記事項 ・四半期個別財務諸表及び注記 ・経営管理上重要な指標 ・生産、受注及び販売の状況 ・設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値 ・主要な連結子会社の業績の概況 など(例示)	開示を要請	開示の要請を取りやめ

(出所) 決算短信・四半期決算短信作成要領等(東証)に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) サマリー情報の様式を義務から要請に

図表4 四半期決算短信のサマリー情報の記載項目(参考様式)

	日本基準	IFRS	米国基準
①	売上高		
②	営業利益		
③	経常利益	税引前利益	税引前四半期純利益
④	-	四半期利益	-
⑤	親会社株主に帰属する四半期純利益	親会社の所有者に帰属する四半期利益	当社株主に帰属する四半期純利益
⑥	-	四半期包括利益合計額	-
⑦	EPS(1株当たり四半期純利益) ^{注1}	基本的1株当たり四半期利益 ^{注1}	1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益 ^{注1}
⑧	潜在株式数調整後EPS ^{注1}	希薄化後1株当たり四半期利益 ^{注1}	潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益 ^{注1}
⑨	総資産	資産合計	総資産
⑩	純資産	資本合計	資本合計(純資産)
⑪	-	親会社の所有者に帰属する持分	株主資本
⑫	自己資本比率 ^{注2}	親会社所有者帰属持分比率 ^{注3}	株主資本比率 ^{注3}
⑬	配当の状況(年間配当金)		
⑭	当四半期末までの期間中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)		
⑮	四半期連結財務諸表に特有の会計処理の適用の有無	-	簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無
⑯	会計方針の変更・会計上の見積もりの変更・修正再表示の有無	会計方針の変更・会計上の見積もりの変更	会計方針の変更
⑰	発行済株式数(普通株式):期末発行済株式数(自己株式を含む)、期末自己株式数、期中平均株式数		
⑱	「四半期決算短信は四半期レビューの対象外です」と記載		

(注1)分子の利益は⑤ (注2)自己資本=純資産合計-新株予約権-非支配株主持分 (注3)分母は⑪
(出所) 決算短信・四半期決算短信作成要領等(東証)に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 業績予想の開示

従来の四半期決算短信では表形式と自由記載形式とがあり、表形式では、中間(第2四半期累計)・通期の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EPSの予想を開示する参考様式を示しつつ、各社の実情に応じて、開示対象項目や開示対象期間の追加又は削除、開示形式の変更を行うことが可能な旨を示していた。自由記載形式では、投資者の投資判断上有用と判断した情報の記載を要請しつつ、その例として配当予想や業績予想等の将来予測情報などが挙げられていた。

新しい作成要領では、これらを一本化し、自由記載様式としつつ、投資者が通期業績を見直す際に有用と思われる情報を記載するよう求めている。業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともに記載するよう求めている。

8. 今後の見直しの方向性（財務諸表利用者の意見を反映できるプロセスを）

金融審議会のディスクロ WG のメインテーマは、会社法と有価証券報告書という法定開示や監査の一元化、株主総会の開催時期の見直しなどであった。これらの見直しにより作成者の負担軽減、投資家の利便性向上、監査日程の確保、株主や投資家と企業の対話の時間の確保が図られることが期待されていた。しかし、当該 WG は学識者や法律家を中心に利用者の代表は少なく、メインテーマについて目覚ましい成果は得られなかった。これに代替する成果物として決算短信の簡素化がやり玉に挙げられた感がある。決算短信の簡素化に関しては、アナリスト経験者の代表が孤軍奮闘して抵抗したが、多勢に無勢で押し切られた。

ディスクロージャー制度は本来は投資家保護のツールであるにもかかわらず、速報性を理由に、財務諸表も含めた大幅な簡素化が図られた点は非常に残念である。さらに、未来投資会議から、利用者にヒアリングすることもなく頭ごなしに業績予想の開示の見直しが求められた点も非常に残念である。

未来投資会議は、四半期報告書・四半期決算短信の簡素化・見直し（場合によっては廃止？）の方向性も示している模様である。また開示の一元化（開示内容の共通化）の対象に、会社法の開示書類（事業報告書）と金融商品取引法の開示書類（有価証券報告書）といった法定開示書類の他、決算短信やコーポレート・ガバナンス報告書も挙げている。決算短信について更なる簡素化が求められる可能性があるほか、コーポレート・ガバナンスに関する開示が有価証券報告書等で年 1 回しか行われなくなる可能性もある。未来投資会議の検討内容は 2017 年版の日本再興戦略に反映される可能性が高いので、注意が必要である。財務諸表利用者が関与し、その意見を反映できるような、透明性の高いプロセスでの議論が望まれるところである。また、例えば 3 の（7）で挙げた問題が生じないように、導入する各新制度で整合性を考慮した改正が行われるよう、連携した審議・検討が望まれるところである。